浜田市議会議長
澁谷幹雄　様

令和８年８月14日

江角副市長の市議会総務委員会での答弁について説明を求める請願

請願者　浜田市国分町1689-1
三島　淳寛

紹介議員　森谷　公昭

【請願趣旨】

令和８年６月26日の総務委員会において、江角副市長は、浜田市不当要求行為等防止対策要綱に規定する「強要」について、

「ここでいう強要とは、脅迫や暴力を要件とする刑法上の強要罪だけではなく、外見上は穏当な反復的対応要求であったとしても、事務事業の円滑かつ適正な執行及び職員の安全を妨げる行為も対象としている」

と答弁しました。

しかし、同要綱には「強要」についてこのような定義は規定されておらず、私が確認する限り、浜田市の条例、規則その他の例規にも、この解釈を定めた規定はありません。

行政ルールについて議会で説明された内容が、本当に浜田市のルールに基づくものなのかを確認し、そうでないのであれば、なぜそのような説明をしたのか確認していただきたく、請願いたします。



【請願理由】

1. 江角副市長は、市議会総務委員会での答弁において、市のルールに無い「強要の定義」を説明し、不当要求行為の認定を維持する旨を話している。

2. 江角副市長が示した「強要」の定義が、法令、条例、規則、要綱その他に載っていない。

3. 議会における請願審査は、正確な事実に基づいて行われる必要がある。

以上の理由により、江角副市長の上記答弁について、その根拠となる法令、条令、規則、要綱、その他の規定を議会として確認してくださいますよう、お願い申し上げます。